

カントに於ける社會主義との結合點（フォルレンンダー）

五十嵐信譯

二 カントの政治的社會的見解

上述の如く、この批判哲學者は、既に一七八一年に、彼の國家理想をば、各人の自由をして他人の自由と同時に存立するを得しめる律法に従つて人間の最大の自由を制定すること、と云ふ言葉を以つて云ひ表して居る。この理想は、それ自身に於ては、社會主義的解釋をも自由主義的解釋をも共に許すものである。それで、我々は、次に、歴史上のカント自身はこの形式に如何なる内容を與へて居るか、を見ることとする。そのためには、我々は、勿論、彼に關する傳記的註釋をではなく彼の著書を使用する【註一六】。而して、以下の概説も、また、詳細な點に至るまでの絶對的完全を求める所ではないが、而も、彼の政治的見解の本質的特徵をば、殊にそれが社會的方面に向つて居る限り、一も見逃すまいとするものである。

カントの國家理念が彼の法律理想と如何に直接に關聯して居るか、と云ふことに對しては、既に〔前號所載本釋文九三・九四頁參照〕引用した證據の外に、なほ、彼の遺稿の中にある他のもの程よく知られて

居ない次のやうな断片が、最も確實な證明を與へる。『眞の政治は、凡て、公法の理念と一致するところの制約の上に制限せられて居る。……律法を神聖とする政治以外の政治を承認する者に、禍ひあれ』(『遺稿断片』Bruchstücke aus dem Nachlass 一九四二九五頁)。かくて、『自由を賦與せられて居る者は、生活の愉快の享樂を以つて満足せず……その供給が従ふところの原理を問題とするが故に』、民衆も、慈善をではなく自分の權利を、統治から要求する(『分科の紛争』一三三頁註)。『法律は、斷じて、政治に適應せしめられてはならないが、政治は、常に、法律に適應せしめられてよい。』

併し、法律は、上述の如く、最大可能の自由の律法的確保に於いて存立する、とせられて居る。自由の感情が如何に深くカントに根して居たか、と云ふことに對しては、同じく、彼の遺稿の二三一の断片が、最も明白な證據を與へる。『自由に慣れて居る者にとつては、自分が自分と同種の生物に委せられ自分の好むところを禁せられその者の欲するところを強ひられるのを見ることほど恐るべき不幸は、あり得ない』(『遺稿断片』二八五頁)。『従つて、人間が奴隸制度に對して感するものほど自然的な嫌忌は、あり得ない。子供が、子供自身そのことを好むに至るやうにする努力が拂はれずに、他人の欲するところを爲さしめられる時に、泣き怒るのは、このために外ならない』(二八四二八五頁)。『併し、人間は云はば全く心を必要とせず全く自身の意志を持つべきでない、と云ふこと、他人の心が私の四肢を支配する、と云ふこと、これは、無稽であり矛盾である。我々の組織に於いても、或る程

度に於いて他人に隸屬して居る人間は、凡て、我々に對て卑むべき者である』(二八六頁)。『他人に依存する人間は、もはや、人間ではない。彼は、人間の位を失つて居る。彼は、他の人間の附屬物に外ならない』(三八六頁)。彼を『矯正』したルーツソー や北アメリカ獨立戦争やフランス革命に對するカントの同情、否、感激は、ここに由來する。彼は、このフランス革命をば、シラーでもへそれを恐れそれから顔をそむけて居た一七九八年に於いて、既に、その間に行はれる『殘虐』にも拘らず、『人類の道徳的傾向を證明する』ところの『現代の事件』と考へて居る。『彼は云ふ。』何となれば、第一に、これは、自身が善と考へる憲法を自身に與へる民衆の權利に基いて居り、第二に、この憲法は、原則として侵略戦を避けようとするそれ自身に於いて法律的な且つ道徳的に善なる目的を持つて居るからである。かくて、この革命は、それに好意を寄せて居た凡ての者の熱狂的な關興の下に、單に金錢の報酬や中世的名譽心のみによつて刺戟せられて居た敵に對して、勝利を占めた。何となれば、『眞の、^{エンツウジアスムス}熱狂は、常に、理想的なるもの實に純粹に道徳的なもの——それは法律概念と同じもの——にのみ向ひ』而して『自利には向けられ得ない』からである。而して、『かかる現象は、人間の歴史に於いて、もはや忘却せられない』(『分科の紛争』一五一一五六頁)。

而して、『單なる理性の限界内に於ける宗教』(Religion innerhalb der Grenzen der blossen Vernunft)の最後の章の美しい句は、宛も、この哲學者が自由に就いて考へ且つ書いたことを凡ての總括である

かのやうに讀まれる。『或る民衆（律法的自由の制定に於いて考へられて居るところの）は自由に對しては未だ充分に成熟して居ない、地主の奴僕は自由に對しては未だ充分に成熟して居ない、又、人間一般も信仰の自由に對しては未だ充分に成熟して居ない、と云ふやうな、怜憫な人々がよく利用する言葉は、正直に云へば、私が快く感じ得ないものである。かかる前提に従つては、自由は、決して生起しない。何となれば、人は、豫め自由の中に置かれなければ、自由に對して成熟し得ない（人は、その力を自由の中に於いて合目的々に使用し得るためには、自由であることを必要とする）からである。尤も、最初の試みは、粗野なものであり、又、通常、他人の命令及び配慮の下にあつた場合によりも一層困難な且つ一層危険な状態と結びついて居るであらう。併し、自身の試み（これを爲し得るために、自由であることを必要とする）によつての外には、理性に對して充分に成熟することは、ない。私は、權力を保有する者が時の状態により餘儀なくせられてこれら三つの桎梏――政治的・經濟的・宗教的桎梏を意味する――の廢棄をなほ甚だ長い間遷延せざるを得ない、と云ふことを、決して、否定はしない。併し、一旦それらに服従せしめられた者には一般に自由は無用である、と云ふこと、及び、何時彼らから自由を奪つてもいい、と云ふことを以つて、原則とすることは、人間をば自由のために造り給うた神の特權そのものへの侵害である。尤も、かかる原則が實行せられ得るならば、國家や家や教會に於ける支配は、一層安易なものであらう。併し、そ

れは、また、公正なものでもあるだらうか?』(一一〇頁註)

終りに、これに照應するのは、例へば『俗言』九二頁にあるやうな、民意(フオル・クスウ、アルレ)を以つて立法に對する最高の且つ最後の標準とする思想である。『民衆が自分自身に就いて決し得ないことは、立法者もその民衆に就いてそれを決し得ない』(同書一〇三頁)。凡ての者の意志が、『凡ての法の根源である』(一頁)。

故に、カントにとつても、公民をば子供のやうに取扱ふ家長制的統治は、凡ての統治の中で最も專政的なものであり(『俗言』八八頁、『法律論』一四〇頁)、『愛國的』な、又は、祖國的な、即ち、『國家自身は、その臣民をば云はば家族の成員として而も同時に國家の公民として即ち彼ら自身の獨立の律法に従つて取扱ひ、各人は、自分自身の主であり彼の傍に又は彼の上に存する他人の絶對的意志に依存しないところの』、統治と、互ひに對照を成すものである(『法律論』一四〇頁)。公民的法律的狀態は、社會の各員の、人間としての自由と臣民としての平等と公民としての獨立とに、存する(『俗言』八七頁)、と云ふのである。

彼のかかる一般的政治的原則によつて見れば——これから生じ来る個々の實際的結果に就いては、後に述べる——カントは、急進的民主主義者と考へられ得よう。而も、數多の事情が彼を妨げて居たために、彼は、實際には、さうでなかつた。第一には、彼の哲學的思考法全體に、然り、彼の文體にさへも(本書緒論參照)、附着して居るところの、彼の個人的素質に基く特徵、即ち、思想の凡ての歸

結に於いて凡ゆる考へられる契機^{モメント}を考慮しようをし殊に反対の立場にそれの相對的權利を認めようとする、純粹な良心から出て居る傾向である。従つて、彼は、例へば、政治的・經濟的・宗教的自由をば明かに尊重して居る上述の場合に於いても、當時の權力保有者が『その時の事情により餘儀なくせられて』『解放をなほ』『甚だ長い間』延期することに對して、『毫も反対しな』かつたのである。

更に、カントの道徳的理義主義には、一見それと對立して居るやうに思はれるが而も屢々彼に於いて認められるところの、人間性をば悲觀的に判斷しようとする傾向、即ち、彼も時々引用して居るフリートリッヒ一世の “maudite race des hommes” と云ふ言葉をば想起せしめるところの傾向が、結びついて居る。これは、シラーとゴーテとが甚しく反對した、人間性の中に存する根本惡に關する彼の有名な所説にも認められ、又、注意深い讀者は既に氣づいて居られるであらうが、一七八四年の論文にも屢々現れて居る。ことに、我々は、既に擧げた箇處の外に、一の殊に明白な箇處をばこの書の緒論から引用する『彼らの（即ち、人間の）能動的及び受動的行爲が世界と云ふ大なる舞臺の上に演出せられるのを見る時、而して、個々の場合に於いて時々現れる賢も結局は愚や子供らしい虛榮が又往々子供らしい惡意や破壊慾が錯綜して成つたものであることを知る時、我々は、或る不滿を感じざるを得ない。而して、我々は、その特徵に基いてかく構成せられた我々の種屬に就いて如何なる概念を作るべきか、を知らない』（六頁）。かくて、『人間は、支配者を必要とする動物であ

る』(一頁)と云ふ侮蔑的な句も、決して、偶然の脱線ではなく、これは『凡ての時代の且つ凡ての民族に關する經驗が確證し』(四四頁)て居る、と云ふ根據を以つて、明かに、ヘルダーの異論に對して辯護せられて居るのである。而して、單純な民衆の圈内から出て居る思想家までがその倫理學上の著作に於いても常に普通人の正直に對して多くの尊敬を云ひ表して居るに反して、彼は、例へば、學問上の論争が『學問上の事柄に於いては何らの判断をも下す資格を持たぬ』民衆の審判の下に行はれるに對して強く抗議して居る。かかる所説が『獨力でこれに當る護民官の前で……民衆が持つ傾向に添ふやうに説かれる場合には、『暴動や叛亂の種子が蒔かれ、統治がそのために危險に陥る』憂ひがある、と云ふ。古きカントは、明かに革命の或る現象をば念頭に置いて、『分科の紛争』(七五頁註)の中に、さう書いて居るのである。併し、彼の啓蒙運動の綱領(「プロクラム」一七八四年)は、既に、啓蒙運動の自由の限界として、官吏の地位と『公民的秩序』とに對する顧慮を示して居る。『自ら啓蒙せる者(王侯)は、陰影を恐れず、同時に——よく訓練せられた多數の軍兵を公共の平穏の保證として有し、自由國が敢て云ひ得ないことを云ひ得る』。『おんみの欲するだけ、且つ、おんみの欲する』ことに就いて、批判せよ〔即ち、おんみの理性を使用せよ〕、ただ、従順なれ』(『啓蒙とは何か』云ふ問題に對する答)(Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung)一四二頁、なほ一三三頁以下及び本書に附した私の緒言二六・二七頁參照)。

何れにせよ、カントの自由感情は、非常に強い國家思想と結びついて居り、彼の言葉の多くは、

全く專政主義的に聞える程である。この章の冒頭から第三の段落に引用した、ウトーピアに關する自由主義的な語句は、『理性の要求（殊に法律に關しての）に照應する國家組織を考案することは、確かに、愉快（süss）であるが、これを提議することは、僭越（vermessen）であり、現存の國家組織の廢棄を民衆に煽動することは、罪惡（strafbar）である』と云ふ句によつて導かれ、かかる理想への接近は、義務であるが、『それは、公民のではなく國家の元首の義務である』と云ふ思想によつて結ばれて居る（『分科の紛争』一三九・一四〇頁註、なほ、一四〇・一四一頁參照）。又、法律を制定する國家の權力は、『抗ふべからざるものである』と説明せられて居る。即ち、『最高の立法權に對する凡ての反抗・臣民の不満を事實化せしめようとする凡ての煽動・叛亂と化する凡ての暴動は、國家に於ける最も大なる且つ最も罰せらるべき犯罪である。何となれば、それは、これの基礎を破壊するからである』（『俗言』九七頁）。それのみならず、カントは、スウェィッツルやオランダや大ブリテンがそれらの暴君に對し暴力を以つて反抗して居ることをば非難し、且つ、彼がその『自然法』をば常に彼自身の法律哲學の講義の基礎として居たところの、『甚だ慎重・確實・穩健なる』アッヘルワルに對しても、我々の哲學者より一層自由主義的な後者が武裝的暴動の權利をば國家の元首の不正の程度に依存せしめようとした、と云ふ理由を以つて、抗議して居る（同書九九頁）。「又、カントは云ふ。『臣民』は、立法權の起源に就いて『理窟を控ねる』べきではなく即ち自身及び他人のために思想を作るべきではなく、單純に服從すべきである

(『法律論』一四二頁)。例へば、徵稅や徵兵に關する違法に對しては、彼は、何らの反抗をも爲すことを許されず、ただ負擔すべきのみである。擾亂や主權者の身體に對する加害の企圖は、凡て、叛逆であり、死刑に相當する(一四四頁)。チャーレス一世やルイ十六世などの死刑が『人權の理念を以つて充されて居る心』を戰慄せしめるのは、何故であらうか? これは、それらが『主權者と民衆との關係に關する諸原理の全き轉倒』(その存在を前者の立法のみに負ふところの後者をば前者の主としようとするところの)と考へられなければならない……。(一四七頁註)が故にである。

而も、かかる言葉を理由として我々の哲學者をば熱心な君主主義者とし又は頑固な專政主義者とするのは、誤謬であらう。國家の元首は、例へばヴィニスに於いては全體としての元老院(貴族や總統ではなく)であるやうに、決して、絶對的に生理的一個人であるとは限らず(『俗言』八八頁)、これは、律法の擬人化を表現するもので(九一頁註)、民主的でもあり得る(『法律論』一六七・一六八頁)、と云ふ。ここに、我々は、かの外見上は專政主義と見えるものの動本動機に逢着する。カントにあつては、主權者の全權は、實際に於いては、『世の惡人は凡て破滅に陥らうとも正義をして支配せしめよ』をば凡ゆる場合に於いて他に顧慮することなく實行するために必要なる、律法の全權、法律の全權に外ならない。各人は、法律の強制に服從しなければならない、と云ふこと、これが、屢々繰返して幸福の原理(カイフプリンチフ)に又は『非道德的な處世法の迂路』(『永久の平和』一五七頁)に對置せられる法律の原理(レヒフプリンチフ)の

である。

『法律論』に附せられた『説明的註釋の附録』(Anhang erläuternder Bemerkungen)は、殊に明白に、この思想を述べて居る。或る批評者が、カントが最高の國家權力に對する無制約的【註一七】服従をば斷言的^{ゴリッシュ}に勧めたりと對して、非難を加へた。それに對して、カントは、各國民にとつて神聖でなければならぬものは、恐らく多くの缺陷を有するところの實際の組織ではなく、國家組織一般の理念【註一八】である、と云ふことを、示して居るのである。それ故に、いかなる從屬的權力も……立法者たる元首に對して事實上の反抗を爲すことを許されず、それ(國家)が持つ缺陷は、それが自身に對して行ふ改革によつて漸次に排除せられなければならない(『法律論』110五一110八頁)、と云ふのである。

『唯一の恒常的な國家組織』は——『法律論』(一七〇頁)は、明白にかう述べて居る——『それに於いては、律法は自主的であり如何なる特殊の個人にも附着しないところの』國家組織である。それに對しては、個々の國家形式——君主制や貴族制や民主制——は、比較的に無關係である。『かくて、これらは、國家組織の機構に屬するものとして古い長い習慣によつて……必要と考へられる限り、存續する』(一六九頁)と云ふ。アムステルダムに於ける國際社會主義者大會(一九〇四年)及びそれに引續いて行はれて居る外的な國家形式の價値或ひは無價値に關する黨策上の議論より百年以上も前に、

既に、カントは、次の句を書いて居るのである。『併し、民衆にとつては、統治様式が、國家形式よりも比較にならぬほど遙かに重要である（たゞひ、それの目的に對する前者の適合性の多少は、大いに、後者に關係するにしても）』（『永久の平和に』二三〇頁）。

カントによれば、『唯一の合法的な組織』としての『眞實の』又は『純粹の』共和政治は、國家の元首が君主制によつて又は貴族制によつて又は民主制によつて表現せられて居ることを問はず一様に、代議制度に存する。彼は、上述の如く、ルーツソーと共に、合致せる民意を以つて最高の法源と認め、個々の法律は凡てこれから派生する、と考へた（『法律論』一七〇・一七一頁、『俗言』九二頁）。而も、それは、『ダントンが欲するやうに』事實としてのではなく、『凡ての公法的組織一般の評價の原理としての』（『俗言』一〇〇頁）、『誤ることなき規矩としての』（同書九七頁）、『凡ての公的律法の合法性の試金石』としての（九五頁）、原本的契約（ルーツソーの社會的契約）の理念に従つてである。『若し法律なく權力のみがあるならば』、たゞひ、『民衆が自利を求め而して凡ての律法的組織を不安にしよう』とも、怪むに足りない（一〇五頁）。かくて、『それは理論では正しからうが實際には役に立たぬと云ふ俗言に就いて』の論文の國家哲學的な部分も、凡て、明かに、專政主義の最も著名な代表者ホップスに反對するものである。

而も、カントは、種々なる箇處——殊に明白には、『永久の平和に』一一八・一二九頁——に於い

て、純民主的組織に反対を表明して居る。彼の國家理想たる『共和主義』は、一の『新しい統治様式』(上述参照)即ち『行政(統治)權と立法權とを區分する國家原理』を意味するものに外ならない。かくて、彼の常例によりその名をば主要な箇處(法律論)三五一一四二頁にも擧げて居ない【註一九】けれども、彼は、ルーツソーよりも寧ろモンテスキューに従ひ、結局に於いて、後者の三權分立説を探つて居るのである。同時に、彼は、民權は、主として、『各自がその中に生活するところの組織に對する尊敬及び愛』によつての外には制限せられることのない全き言論の自由(『俗言』一〇二頁)、及び、律法的強制の必要から『理性の確信を獲ることを要求する』『自由の精神』(一〇三頁)によつて、保證せられることを、見た。かくて、彼自身の説明に従へば、彼は、統治權と民權との各々にその持分を與へるところの一種の中間的地位をば、これら兩權の間に占めるものである。彼は、次のやうに考へて居る。『もし、私が……この不可侵性によつて君主に餘りに阿り過ぎるとの非難を受けないならば、私は、民衆もたゞ強制的權利ではないにせよ同様に不可奪的な權利を國家の元首に對して有する、と云つても、また、多分、民衆のために餘りに主張し過ぎるとの非難を免れるであらう(『俗言』一〇二頁、なほ、『遺稿断片』二九一頁参照)。尤も、我々にとつては、殆ど捕捉せられ難い『自由の精神』は、否、『民權の唯一の守護神』^{パラディウム}たる言論の自由すらも、もはや不充分であるやうに思はれる。

一八〇一年に、アンドレアス・リヒターと云ふ一人のマギスターが、我々の老哲學者に、『それ

就いては我々があなたから未だ何も教へられて居ないところの』『現時の唯一の且つ最も重要な要求』たる『批判的原理による體系的政治學』を著すことをば許されたい、と乞ひ、同時に、彼が作成した内容の輪廓を送つた。これへの返事としてのカントの腹案は、いまなほ保存せられて居る。彼は乞はれた許しをば與へ、なほ、『七十七歳と云ふ私の齡は、恐らく、私が自らそれを果すことをば許すまい』と云ふこと、および、かの『あなたがそれの上にあなたの學說を建てよう考へて居られるところの地盤』は全く正當に判断せられて居る、と云ふことを、述べて居る【註二〇】。併し、カントは、政治學の體系を草するには至らなかつたにもせよ、彼自身によつて公刊せられた彼の著作並びに彼の遺稿の多くの言葉が存在し、これによつての若しくはこれに就いての一書が容易に書かれる程である。併し、我々は、以下に於いては、上述せるこの哲學者の一般的な政治的立場をば、現代並びに我々の問題から見て多少興味ある諸々の言葉によつて、例示するに止めて置く。

公民的民主的感情は、このヨーニクスベルクの馬具工の息子に於いて、甚だ強く發達した。彼は、凡ての身分的特權に對して最も鋭く反対して居る。即ち、『出生は、決して、生れた者の行爲ではない……が故に、國家の一員が……他の者に優つて有する生れながらの特權などは、有り得ない。』而して、貴族の世襲的權利などは、更にさうである、と云ふ。即ち、『如何なる人間も、法律

的行爲によつて……彼自身の主たることを止め、他の人間が欲するままに凡ての勞役に使用し且つ欲する限りその同意なしにかかる境遇に抑止するところの家蓄の階級に入るを、得ない』(『俗言』九〇・九一頁)。『或る人間をば、幸福を顧慮せずに、生れによつて特殊な種屬として他人の間に置くことは、結局、常に、人類を墮落せしめる』(『遺稿断片』二九二頁)。『法律論』は、凡ての體體 僕・世襲的隸屬・騎士團・長子相續・世襲財產【註二】、東プロイセン人たる彼が近隣から知つたかかるもののかつてを、最も劇しく非難して居る。更に、彼は、敢て、世襲せられ且つ『固定せられ』て居る大土地所有の合法性を疑ひ、『或る人が自身で利用し得るよりも多くの土地を所有するに至つた、と云ふことは、如何にして正當に起つたのであらうか(奪略による取得は、最初の取得ではないが故に)、而して、かくの如きことが起らなかつたならば共に永續的な資産を取得し得たところの多くの人間が、このことによつて、前者に奉仕しなければ生活し得なくなつた、と云ふことは、如何にして起つたのであらうか?』(『俗言』九三頁)と云ふ疑問を提出して居る。國王にさへも、領土の形に於いて土地を私有する權能は無い、と云ふのである。

教會に對しても、同様である。國家は、これの内部の事柄には干渉すべきでなく、單に、侵害殊に公共の平和の攪亂が起つた場合に處置を講ずべきのみである。教會の基金や財産は、永久には持続するを得ない。何となれば、教會は信仰の上に立つて居る制度に過ぎず、啓蒙によつてこれから迷信が

消滅したならば、それに基いて居る恐るべき僧侶の力も無くなり、國家は充分なる権利を以つて教會の越權的財産を奪ふからである……』(『法律論』一〇三頁、なほ、一五三・一五四頁及び二〇一・二〇二頁參照)。教會の費用は、國家が負擔すべきものではなく、當該團體が負担しなければならぬものである(一五四頁)。かくて、カントは、教會國家分離論者である!

課稅權は、民衆の代表に屬する。何となれば、これは、法律に従つて行はれる唯一の様式だからである』(同書一五〇頁)。貧民救濟費も、資產者の公けの寄與によつて當てらるべく、孤兒院や育兒院の費用も、同様である。而して、後者は、結局——獨身者のカントは、非利己的にかう提案して居る——富裕な兩性の獨身者の租稅によつて! 國債は、軍事的又は外交的目的のために行はるべきものではなく、公共の福利『國の經濟』^(ランゲスエコノミー)のためにのみ行はるべきものである(『永久の平和に』二二〇・一一一頁)。保護關稅及び輸入禁止は、それらが國家の自己維持のために必要であると考へられる場合にのみ、容認せられる(『俗言』九六頁註)。組合に對する監督權(その定款の査定)も、政府に屬するが、併し、家宅搜索權は、緊急の場合に裁判官の特別な承認によるもの以外は、さうでない、と云ふ。カントは、官吏の免黜に強く反対して居る。彼は、君主に對する侵害の場合を除いては、國王の特赦權をも全く認めまいとする(『法律論』一六五・一六六頁)。何となれば、國王の最高の任務は、『神が地上に於いて有する最も神聖なるもの即ち人間の權利を管理すること』だからである。従つて、神の代表者その他こ

れに類する『尊稱』は、『彼が悟性を有するならば（我々は、それを前提しなければならない！）、必ず、彼を傲慢ならしめずして謙遜ならしめるに相違ない』（『永久の平和に』二九頁註）と云ふのである。

次に、政治の最後の領域に觸ることになるが、我々は、我々の哲學者が代議制度即ち國會組織の卒直なる辯護者である、と云ふことを知つた。併し、そのことは、『宛も自分が全世界の模範であるかの如くにその憲法を誇る』ところの國民（『俗言』一〇一頁）即ちイギリス國民に對して、彼を盲目たらしめはしなかつたのである。確かに、彼は、責任内閣の原則を賞讃しては居るが（『法律論』一四〇頁、『分科の紛争』五六頁註）、併し、大ブリテンの國會の『權力』は、專政主義をば『異論が民衆に許されて居る』と云ふ外觀の下に美しい言葉を以つて裝ふために、考案せられた空虚な偽瞞であり、實際に於いては、兩院は、『彼が欲し且つ彼の大臣を通じて提議すること以外の何事をも議決せず』、『その彼は、國會の自由を外觀上證明するために、それに於いて自分が反対せられることを知つて居り且つそれについて自分が反対せられるやうにする（例へば、黒人賣買のために）』ところの議決を提議することもある』、と説明して居る。而して、彼は、このことは、『……常に自分自身から政府を助けようとして居る』代議士に於いては、云ふまでもなく、容易なことである、と考へて居る。即ち、これは、もとより公然たるものではないけれども『秘密と云ふ甚だ透明な外裝の下に存する』賄賂制度である（『法律論』一六七・一六八頁、『分科の紛争』二三七・一三八頁）、と云ふのである。

右の箇處に於いて、我々の哲學者は、凡ての偽立憲主義がその眞相を曝露する點をば銳く指摘して居る。その點とは、開戦と媾和とに關する決定である。『制限を受けて居る君主とは、何であらうか？ それは、開戦すべきか否かを豫め民衆に諮らなければならず、開戦すべきでないと民衆が云ふ場合にはそれに従はなければならぬところの、君主である。』決定は、費用を負擔しなければならぬのは民衆であるから、民衆の手に屬して居る。併し、民衆は、『單なる擴張慾から又は誤解による憤激のために開戦することをば、恐らく、そのままに放置するであらう』(『俗言』一一頁)、と云ふのである。我々は、ここに、カントが、殊にフランス革命の勃發以來、また、最も熱心に興味を持つて居たところの、外交政策及び軍事政策に逢着する。有名な論文『永久の平和に』に於ける彼の戦争反對論は、我々がここに詳述する必要もない程に普く知られて居る【註二二】。ここには、それに關聯する我々の哲學者の二三の思想を指示するのみに止めて置いて、よからう。先づ、カントは、決して、彼が屢々想像せられて居るやうに世間を知らぬ感傷的な平和論者ではない。彼は、單に、努力に價する目標として『永久の平和』を掲げたに止り【註二三】、今日の社會秩序の中に於いてはそれは直ちに考へらるべきことではない、と云ふことを熟知して居た。否、彼は、『判断力批判』に於いて、戦争の野蠻なること(二九九頁)と共に、その崇高なること(一〇九頁)不可避的であり相對的利益を持つこと(三〇二頁、なほ、前號所載本譯文九〇・九一頁參照)をも擧げて居る程である。更に、彼は、貨幣が戦争に於

ける原動力であること(『永久の平和に』一一〇頁)を知つて居り、豫言者の眼光を以つて、戦争のために、國債の負擔が絶えず増し行くことを豫言して居る。『常備せられ絶えず訓練せられ常に多數の武器を供給せられて居る益々増し行く軍隊』は、『凡ての必要品の價格を絶えず高めて費用を益々大きくして行き』(『俗言』一一一頁)、終に、平和をば短い戦争よりもなほ耐へ難いものとし、結局、新しい侵略戦への機會を與へることにさへなる(『永久の平和に』一一九・一二〇頁)、と云ふのである。それ故に、彼は、常備軍に代へるに『自身と祖國とを他からの侵略に對して確保する』ための『國民の任意的周期的兵事教練』(同處)——即ち、義勇軍を以つてすることを、勧めて居る。彼は、他國の事件に干渉することを戒めて居る(一二二頁)。即ち、我々は、何處にでも隙さへあれば出ようとするべきではない、と云ふのである。彼は、凡ゆる國際的豫防手段を提議して居るが(一二一・一二二頁、一層精密には、『法律論』一七二一八一頁)、その中には、既に、ヘーネに於ける、最小の共和國をも含む凡ての歐洲諸國の恒久的な仲裁裁判権を有する平和會議もある!(『法律論』一八一頁)

『世界民』(註二四)たるカントが、或る國民の暴力的壓迫例へば彼の時代に行はれたボーランドの分割のやうなことを非難して居たこと(『法律論』一八〇頁、なほ、一七七頁參照)は、自明的である。彼は、また、今日多くの歐洲諸國が取つて居る植民政策にも、好意を持ち得ないであらう。彼は、『法律論』(六一項)に於いて、我々は『アメリカの土人やホッテン、トット人やアウストラリア人のやうな野蠻種族を

法律的状態に移すために常に暴力を以つて又は（それよりあまりよくもない）詐欺的買収によつて植民地を設け彼らの最初の所有を顧慮することなしに我々の優越を利用する權能を有して居たか、また……今日頗る多くの人々が居住して居る他の大陸の多くの地方にはかうしなかつたならば一人の文明人も住まなかつたであらうか……』と云ふ、この數十年以來我々にとつても切實となつて居る問題を、提出して居る。併し、彼は、この問題に對しては『この不公正の被覆（ジェ・スイット教）を通じて、善き目的のためには凡ゆる手段を是認せんとすることが、容易に看取せられる。従つて、かかる土地取得の様式は、排斥せらるべきである』（七八頁）とか、又は、他の箇處に見られる如く、『凡てこれら善き意向の如くに思はれるものも、そのために用ゐられる手段の不公正と云ふ汚點をば拭ひ去り得ない』（一八四頁）とか、簡単な答を與へて居るに過ぎない。カントによれば、外來人の權能は、『土着人との交易を試みる可能の條件に基いて』より以上に及ぶものではない。然るに、歐洲の商業國は、支那と日本とがそれを斥けたのは『聰明』であつたが、訪問と侵略とを同一視した。而して、『土着人は、それを何でもないものと思ひ』、單に商務上の店舗を設けるに過ぎないと云ふ口實を信じて、戦争や壓迫や饑餓や暴動や不實をば『人類を壓迫する凡ての禍惡の讚美が更に續くやうに』自國に曳き入れた『永久の平和に』（三六頁）、と云ふ。我々の哲學者は、或る道徳的満足を以つて、彼らが『この暴行を決して悦ばないこと』を確言し、銳

い諷刺を以つて、かかる鬱行を犯して居る諸國民（恐らく、主として、イギリス人とオランダ人を意味する）が、更に『多くの敬虔な所行を爲し、且つ、不正を水の如くに飲みながら、正しい信仰に於いて選ばれたる者と認められようとして居る』ことを、確言して居る（同書一三八頁）。暴力政治家の法律的偽善は、對内政治の範域に於いてよりも實に對外政治のそれに於いて一層露骨である（一五八頁参照）、と云ふのである。

カントの政治上の見解を右のやうに述べた後に、我々は、ここに、我々の出發點に歸つて、これを現代の政治的社會主義との間には決定的な類似點が見出されるか？を問題とする。

疑ひもなく、この綱領^{プログラム}の民主主義的な部分とその方法とに關しては、かかる類似點が存在する。我々は、上述せられたこの哲學者の軍國主義や植民政策や侵略政策に對する劇しい敵視・最後に舉げられた『暴力政治家の法律的偽善』の思想・身分的特權や大土地所有に對する反對等を想起する。更に、兩者が臨機應變的な『現實的』政策をではなく道徳的原則に從ふ原理的政策を取らうとする傾向を有する點にも、類比が存する。我々は、『俗衆の如く經驗を理由とする事』・政治と法律及び道徳の理念との一致に對する要求【註二五】・『世の惡人は凡て破滅に陥らうとも、正義をして支配せしめよ』・『我々は、それから生ずる物的結果が如何にあらうとも、純然たる法理義務の概念から（當爲から……）出發しなければならない』（『永久の平和に』一六一頁）と云ふやうな言葉を、更に、單なる慈善の原理に對

する、権利の原理の力説を、想起するのである。また、カントは、『凡ての自稱實際家がさうであるのを常とする』やうな『國家に頼縋る』者に對して、何らの好意をも持たない【註二六】。而して、社會主義の國家理想に對しては、彼が彼の國家理想に對して當時の人々から豫想したところの『それは天使の國でなければならぬ、何となれば、利己的傾向を有する人間はかかる嵩高なる形式の組織には相應しないが故に』(『永久の平和』一四五頁)と云ふ非難と同じ非難が、今日なほ加へられるであらう。『政治家』は、かかるものを說かずに、常に『我々は、人間をば、あるがままに考へなければならぬのであつて、世間を知らぬ術學者や人の好い空想家があるべしと夢想するやうに考へてはならぬ』などと云ふが、併し、人間が現にあるところのものになつたのは、『不法の強制と統治を容易にするための背信的な計略との結果である』(『分科の紛争』一二五頁)と、カントは考へて居るのである。

改革か革命か?と云ふ、社會主義理論家の間に今日屢々論議せられる問題に就いては、我々の哲學者は、次のやうに彼の意見を述べて居る。『かくて、國家學は、現在の事情の下に於いては、公法の理想に適合するところの改革をば義務とするであらう。併し、革命が自然に生ずる場合には、それをば、それよりも一層大なる壓迫を緩和するためにではなく、自由の原理に基く律法的組織を唯一の永續的なものとして根本的改革によつて出現せしめるところの自然の聲(!)として、利用するであらう』(『永久の平和』一五四頁註)。更に、カントがフランスの國民議會に關して公然と書いて居る、

『かの理念(即ち、上述の國家理想)をに實際實行するに當つては力による以外の法律的狀態の始源は考へられず』、『公法はこの力の強制の上に初めて建設せられ』、その際には、『現實の經驗に於けるかの理念(理論)から甚しい差異』が『既に豫期』せられる(同書一五二頁)、と云ふ言葉は、殆ど、周知の『無產者^{プロレタリアート}の獨裁^{デイクタツール}』に適用せられる程である。然るに、彼は、また、『よき國家の組織』の價值に就いて、(國家の組織は、確かに、人間の能力の中に存する)ことであるが、かかる價值は、かかる組織の諸々の力をば、これらが互ひに破壊的作用を與へ合ひ或ひは止め合ふやうに、相向はしめることがを確信して居る(同書一四五・一四六頁)。革命の勃發後間もなく一般に有機體^{オルガニズム}と云ふ語が政治的領域に使用せられたやうに、『新しく企てられた大なる民衆の國家[!]への全き變化に於いては、屢々、組織^{オルガニザシオン}と云ふ語が、奉行^{エギストラツール}その他の制度に否國家全體の制度にさへも甚だ巧みに利用せられた。蓋し、各分肢は、かかる全體に於いては、單に手段たるに止らずして同時に目的でもあり、全體の可能に共力することによつて、全體の理念により更にその地位と機能とにより規定せられるからである』(『判斷力批判』二三八頁註、なほ、三〇一頁參照)と云ふのである。なほ、カントは、マルクスに似て、『人の欲しないことを強ひるところの、事物の本性^{ナチュラルティン}、即ち、fata volentem ducunt, nolentem trahunt』を信じ、その結果は『我々が爲す事に依存せず……寧ろ人間の本性が我々に我々の容易に従はうしない道を強ひるために我々の中に於いて我々を以つて爲すことに依存するであらう』と

信じて居る(『俗言』一一三頁、一一〇頁)。

現代の經濟的・社會主義は、恐らく、カントが屢々論じて居るところの——尤も、事實としてではなく、理念として解せられた——原本的・土地共有の問題に、結びつき得るであらう。カントは、これに就いては、重要な箇處に於いて、『土地に對する凡ての人間の所有、就中、その法律的行爲に先立つところのそれ(自然自身によつて構成せられて居る)』は、『原本的・共有(Communio possessiois originaria)』であるが、この概念は、空想的不可證的な原始的・共有(Communio primaeva) のやうに、經驗的なもの時間的制約に依存するものではなく、それに従つてのみ人間が地上の場處を律法に従ひ使用し得るところの原理をば先驗的に包含する、實踐的理性概念である【註二七】を云つて居るのである。

併し、これら凡ては、多かれ少なかれ社會主義的思想が結びつき得ると思はれるところの箇處たるに過ぎない。これら凡てにも拘らず、カントに於ける社會主義などと云ふことは、眞面目には語り得ないのである。空想的・社會主義と云ふことすら——我々は、『愉快——僭越——罪惡』と云ふ漸昇法^{クリマックス}を想起する——語り得ない。科學的・社會主義と云ふことは、尙更にである。後者に對する經濟的前提、即ち、機械工業や資本主義制度の甚しい發達や自由賃金労働者と云ふ巨大なる階級の存在等は、凡て、彼の時代には未だ見られなかつた。かくて、社會主義と共に鳴る上述の諸句にも、消され得ない個人主義的基音が對立して居る。例へば、土地共有の理念は、結局、特殊的【註二八】所有の規定

を……法律概念に従つて説明する』ために存在するに過ぎない。蓋し、土地は、民衆に屬するが——遊牧民を除いては——『集合的に考へてではなく箇別的に考へて』だからである（『法律論』一四九頁）。併し、『それは理論では正しからうが實際には役に立たぬと云ふ俗言に就いて』の論文の八九頁には、最も注意せらるべき箇處がある、ここには、この哲學者が凡ての臣民——國家の元首のみを除いて——のため requerして居るところの法律的平等と、何らの故障なくそれと共に存續し得且つ存續するであらうところの經濟的不平等とが、對置せられて居るのである。併し、この一の國家に於ける臣民としての人間の普汎的平等は、彼らの所有の量額及び程度の最大の不平等と同時に、完全に存立し得る——その所有とは、他人に對する肉體的又は精神的優越であれ、それ以外の幸福財であれ』、更には、『他人に對する權利一般（かかる權利は多數に有り得る）であれ。かくて、或る者の幸福は大いに他人の意志に（貧者のは富者のこれに）依存し、或る者は（例へば、子供は兩親に、妻は夫に）服從し他の者はこれに命令し、或る者は（日傭人として）奉仕し他の者は使傭する。』

従つて、『法律論』の四六項に見られるやうな『國民』と『國員』との區別、及び能動的國民と受動的國民との區別が、生ずる。『投票の能力』に對しては、我々も、今日、彼と同様に云ふであらう。即ち、帝領や國家や組合に於ける能動的選舉權に對しては、前提として、『公民的獨立』が、又は、他の箇處（註二九）の言葉を以つてすれば、『彼が彼自身の主（sui iuris）』であり、従つて、彼

を養ふ何らかの資産(凡ゆる技術や手藝や美術や學問も、それに數へられ得る)を所有し……その結果として、國の外の何者にも言葉の本來の意味に於いて奉仕しないこと^(ディーオン)が、要求せられる、と。かくて、例へば、『商人又は工人の徒弟』や國家に奉仕するのではない奉公人や家庭教師や小作人や日傭人や『凡ての婦女』、要するに、『食物及び保護』を他人から受ける凡ての者は、投票能力を持たない。彼ら凡ては、他の個人から指揮せられ又は保護せられることを必要とし、從つて、公民的自由を所持しないが故に、單に國の助手^(ハントランガ)たるに過ぎない【註三〇】。確かに、彼らは、『人間としては』、他人と同一の自由即ち法律的平等を有すべきである。何となれば、これを有しなければ、如何なる民衆も國家とは稱せられ得ないからである。又、何ものも、彼らが單なる國員^(シユターッグノッセン)の『受動的』狀態から國民^(ショーツビユルガ)の『能動的』狀態へ『向上しようと努力する』のを、妨害することを許されない。而して、後の狀態に於いては、大地主も最小の獨立手工業者も、比しく、單に一票のみを有すべきであつて、投票の結果は、所有者の頭數によつて決定せらるべき所有の量額によつて決定せられてはならない【俗言】四九頁)、と云ふのである。かくて、現代のプロイセンの宰相たちが屢々引用したがるこの哲學者は、選舉に於ける大地主の優先や複數投票權を辯護するためには、役立たない。それにも拘らず、また、上述の箇處を、『彼自身の主たる人間の狀態を要求し得るやうな必要をば規定する事が、少しく困難である』(同書九三頁註)ことは、自分も認める、と云ふいくらか反語的に聞える嘆息を以つて結び、

且つ、『citoyen 即ち Staatsbürger』をも bourgeois 或ひは Stadtbürger から區別して居り(九二頁)乍ら、なほ、彼は、根本的には、上述の能動的公民と受動的公民との區別即ち現代的に云へば一種の階級選舉權——尤も緩和せられては居るが——を固執して居る。彼は、今日の社會主義者がかかる事情から引き出すところの、道徳的に必要なる一切の人々の政治的獨立と云ふ目的のためには、一切の人々の經濟的獨立(かの『奉仕^{ゲイ一ホ}』からの自由)が理念に於いてのみならず事實に於いても可能とせられなければならぬ、と云ふ結論をば、未だ、引き出しては居ないのである。單に需要と供給との法則に従つてのみ動くところの世界に於ける憫れな貧しい又は病める日傭人にとっては、律法の前に於ける最も完全な法律的平等・『自由なる』競争又は『自由なる』労働契約に對する最も美しい權利は、何になるであらうか? 而も、見地のかかる局限は、ひとりカントのみにではなく彼の時代の最も自由なりし人々にも存在して居たのである。大革命も、未だあまり進行しては居なかつた! 而も、彼の國民と國員との區別は、一七九一年の憲法の能動的公民と受動的公民とに正確に一致する【註三】¹⁰。更に、歷史上に知られて居る凡ての憲法の中で最も過激なる、一七九三年のフランス共和國の憲法である、これは能動的公民と受動的公民との區別をば棄てては居るが、なほ、家事に從事する者及び云ふまでもなく婦人には選舉權及び被選舉權を認めて居らず【註三】¹¹。一七九五年の憲法は、再び、檢閱制制度^{エンズベジステム}を採用して居るのである。

要するに、カントは、彼の政治的社會的見解に於いては、彼の時代の子だつたのである。彼の政治上の理論は、少くとも、多くの點に於いて、意識的に又は無意識的に【註三三】マルクスの所謂『フランス革命のドイツ的理論』であるが、この革命は、周知の如く、第三階級のそれであつて第四階級のそれではなかつた。第十八世紀の初めに於けるドイツの政治的諸關係が停滞して居たことを考へれば、彼の國家哲學及び法律哲學が先づ彼自身の時代及び彼自身の國土の專政主義的警察國家及び階級的社會秩序に反対するものであつたこと、従つて、平等の權利と自由との概念にその中心を見出したことは、極めて自然である。これは、一七二四年に生れ一八〇三年に死んだ哲學者にしては、確かに、政治上の達見であり進歩せる政治上の意嚮であるとするに足るものである。彼が、プラトーからモールス及びヴューラッスに至るまでの社會主義的ウートーピア——モルリーの『自然の法典』(Code de la nature)(一七五五年)及マブリーの『立法論』(De la legislation)(一七七八年)とは、彼は知らなかつたやうである——を同情と尊敬とを以つて述べ、それらを他の多くの人々のやうに簡単に非難し嘲笑しなかつた、と云ふことは、我々がこの考察の最初に見たところである。何故にカントが社會主義者になり得なかつたか、と云ふことをも、我々は既に論述した。エンゲルスがその反デューリングに於いて空想論者たちに就いて云つて居る『彼らは、資本主義的生産が未だ殆ど發達して居なかつた時代に於いてはおうならざるを得なかつたが故に、空想論者となつたのである』と云

ふ語は、必要な變更を加へて、彼に就いても云はれ得るのである。カントも、また、彼の國家理想に於いては、『未だ同時代の歴史に訴へるにを得なかつたが故に、理性に訴へるに止ま』つた【註三四】。彼がそれにも拘らず歴史哲學上の深い洞見をば多く持つて居たことは、我々がこの章の一節に示したところである。彼が後のマルクスやエンゲルスなどの科學的社會主義に對して如何なる態度を執つたであらうか? 云ふに云はば、我々は知り得ない。かかる問題提出法は、全く非歴史的なものであらう。何れにせよ、カント自身は——これを以つて、この章の標題たる問題は、その解答を與へられる——社會主義者ではなかつた。

なほ、他の箇處には、今日社會主義の哲學がカントの哲學的方法に結びつか得ないか否か、又、結びつくべきでないか否か、と云ふ問題を、提出して置いた。併し、我々は、この問題に向ふ前より、先づ、科學的社會主義の建設者たちが如何なる哲學上の發達過程を辿つたか、を、批判哲學に對して何らかの外的又は內的關係が存在するか否か、を特に留意しながら、考察しなうと思ふ。

註

- 〔1六〕 これに就いては、殊々 Rechtslehre (Philos. Bibl. Bd. 42), Zum ewigen Frieden (Bd. 47 I, S. 115ff.), Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis (ebd., S. 67ff.), Bruchstücke aus dem Nachlass (Bd. 50, S. 255ff.) を

参照する。

〔一七〕 なほ、カントの無上命令は、この場合には、次のやうになつて居る。『内的道德的に矛盾しない凡てのいふに於いては、汝の上の権力を有する統治者に服従せよ』 (a. a. O., S. 206.)。

〔一八〕 経験に於いては決して完全には實現せられない、の『完全な法律的組織』の理念は『物自體そのもの』とも呼ばれる。このいふから、屢々誤解せられる「物自體」が實際に於いて何を意味するか、が、知られる。それは、即ち、理念なのである。

〔一九〕 カントは、その講義に於いて、その聽講者にモンテスキューの研究を熱心に勧め、その著書の處々を説明するいふじよつて彼を知らしめようとした。Schubert は、その論文 Imm. Kant und seine Stellung zur Politik (Raumer の Historisches Taschenbuch IX [18 38], S. 525—528, 殊に S. 579ff. を參照せられよ) に於いて、やう傳へて居る。この論文は、他の點では何ら新しむのを持たず、その趣旨は、『最も忠實な且つ最も眞摯な祖国の友』(627f.) としてカントを叙述し、『革命的』見解を有するか悪評を彼から除かへねどあるにある。而して、このいふば、巧みに選び出された引用句を助けとすれば、あから困難ないにではな。

[110] Kants Briefwechsel (Philos. Bibl. Bd. 52), S. 199 f.

[111] 私の纏寫したるの書 (Philos. Bibl. Bd. 42) の Sachregister を參照せん。世襲貴族に
關する非難を、彼は、Gustus Möser 及び Nicolai に對しての理由に主張して居る (Über
die Buchmacherei, Philos. Bibl. 47 I, S. 207ff.)^o

[111] 我々は、就中、F. Staudinger, Jubiläums-Epilog (Kantstudien I, 301—314.) を舉かる。

[111] いわに就いては、殊に、Rechtslehre (S. 185f.) の業による。Beschluss を參照せん。これ
は、悲むぐる戰争を終らしめるに最も有效なる組織——『聯合へ、凡ての國家の全體の
及び個々の共和政治』——を確立するに向つて、たゞひ、かかる意圖の完成は、いつ
かやむの無邪氣な願望であらうが、絶えず働くぐる義務を、力説したものである。

[114] 彼は、今日では少しく價値が低下して居るとの名稱をば、名譽ある稱號と考へたのである。
Medicus は、カントがその言に反して普遍的民族合同を願はや Litauer の如き小
民族に對しても國語の保存の重要なことを力説して居るに以つて、彼を非難して
居る (Kantstudien VII, 174f.)^o

[115] 殊に、Zum ewigen Frieden の Anhang 第一全部、島の、道徳の (普通の) 政治の『不調
和』を論じたもの (S. 151—163.) を參照せられよ。

- [114] Lose Blätter aus Kants Nachlass (ed. R. Reicke), S. 673.
- [115] Rechtslehre (Philos. Bibl. Bd. 42), S. 76; S. 58ff., 73ff., 80, 120. 参照。たゞ H. Cohen, Kants Begründung der Ethik, 2. Aufl. (1910), S. 410—416. 参照。我々の哲學者がこの問題を屢々考へて居る事だ。Lose Blätter aus Kants Nachlass (ed. R. Reicke) の中の諸處、殊に、S. 251ff., 239ff. 参照。
- [116] 而も、私有は、カントに従ふば、物件(Sache)に關係するやうな得など。に關係するやうな得など。
- [117] Gemeinspruch, S. 93.
- [118] Rechtslehre, S. 137. 婦人や僕婢の地位に關つては、S. 55, 91, 98f., 193. 参照。
- [119] ,の規定の由來に關つては、Aulard, Histoire politique de la Révolution française, Paris 1900, S. 61ff. が興味深く記述して居る。
- [1111] Aulard, a. a. O., S. 221. (Dekret vom 27. Aug. 1792.)
- [11111] 國論文の中の、Über das Gemeinspruch は、一七八六年即ちハーブ革命以前に發表せられた。Rechtslehre は、一七九七年の初めに既に發表せられた。

[11回] Engels, a. a. O., S. 284f.

~~~~~

カントに於ける社會主義との結合點